

1. この規準は、甲南女子大学医療栄養学部の研究紀要に掲載する論文について規定するものである。
2. 甲南女子大学研究紀要に掲載する論文(以下「論文」という)は、医学および栄養学に関わる内容で、未発表のものに限る。
3. 投稿資格

[甲南女子大学研究紀要規定第4条1](#)及び[2](#)に準ずる。

([第4条](#) 紀要に執筆できる者は、原則として本学専任教職員(当該教職員が共同執筆の筆頭執筆者である場合を含む)とする。ただし、非常勤教職員及び本学の博士の学位を授与された者は、本学専任教員の推薦を経て投稿することができる。また、本学の大学院生及び大学院研修員の論文で当該専攻の専攻代表の推薦が甲南女子大学図書委員会にあったものは、大学院研究科委員会の議を経て紀要に掲載することができる。)

4. 論文の種類

総説、原著論文、研究報告、実践報告、資料、その他のいずれかとし、原稿にその種類を明記する。

【総説】特定のテーマに関して文献レビューなどを行い、総合的にそのテーマの現状や最近の進展、今後の展望を明らかにしたもの

【原著論文】オリジナリティが高く、これまでにない新しい知見が論理的に示されているもの

【研究報告】内容的に原著に及ばないが、研究意義が認められるものや予備的研究

【実践報告】症例や事例に基づく報告、現場等の実践的な活動報告など

【資料】医学や栄養学に関連する調査報告など参考資料として有用なもの

【その他】上記に分類されないもの

5. 倫理的配慮

研究および投稿が、以下の倫理的配慮のもとに実施されていなければならない。

- 1) 人および動物が対象である研究は、①倫理的に配慮され、その旨を本文中に明記する、②主となる研究者が所属する施設の倫理委員会の承認を得る、③倫理委員会の承認を得た旨を承認番号とともに本文中に明記すること。
- 2) 研究者のモラルに反していないこと(ミスコンダクト、重複投稿、引用文献の未記載など)。

6. 著者資格

1) 著者

「著者」(Author)とは、通常、投稿された研究において大きな知的貢献を果たした人物と考えられている。

著者資格(Authorship)とは：

- (1) 研究の構想およびデザイン、データ収集、データ分析および解釈に実質的に寄与した。
- (2) 論文の作成または重要な知的内容に関わる批判的校閲に関与した。
- (3) 出版原稿の最終承認を行った。
- (4) 研究のあらゆる部分の正確さまたは完全さに関する疑問が適切に探究され解決されることを保証する、研究のすべての面に対して説明責任があることに同意した。

以上の(1)から(4)のすべてを満たしていなければならない。

資金の確保、データ収集、研究グループの総括的監督に携わっただけでは著者資格を得られない。

2) 著者以外

著者資格の基準を満たさない研究貢献者は、すべて「謝辞」の項に列挙する。研究貢献者には貢献内容を明示する。

7. 原稿執筆要領

- 1) 原稿はパソコンの文書作成ソフトを使用し、A4版用紙に横書きで30字×40行(1200字)とする。
- 2) 原稿は、原稿の種類を問わず、図表等を含めて10枚以内とする。図表は、400字に換算する。
- 3) 図、表および写真は、図1、表1、写真1など通し番号をつけ、本文とは別に一括し、本文原稿右欄外にそれぞれの挿入希望位置を朱書きする。原図表は、そのまま製版が可能なものとする。
- 4) 外来語はカタカナで、外国人名、適当な日本語訳がない学術用語などは原則として活字体の原綴で書く。
- 5) 原稿には400字程度の和文抄録(抄録)並びに200Words程度の英文抄録(Abstract)を付ける。ただし、「資料」、「その他」は英文抄録を省いてもよい。抄録の構成は、目的(Objects)、方法(Methods)、結果(Results)、結論(Conclusion)に分けて、見出しをつけて記載する。
- 6) 文献記載方法は、APA(American Psychological Association)方式、または、国際医学雑誌編集者委員会による生物医学雑誌への投稿のための統一規定、のいずれかの文献表記に従う。

8. 投稿手続および採否

論文は、所定の期日までに甲南女子大学図書委員会に提出しなければならない。

- 1) 原稿は正本1部、副本3部提出する。副本3部については、著者名が特定されないように、表紙の筆者名、英文の著者名、連絡先、所属及び本文中において投稿者が特定できる事項は削除する。
- 2) 投稿論文チェックリスト([様式1](#))に従って論文をチェックし、そのチェックリストを原稿とともに提出する。

- 3) 原稿の表紙には上半分に表題、英文表題、著者名(和文、英文、学外者については該当者の右肩に*印をつけて、その所属を記載する)、所属名、5語以内のキーワード(和文、英文)の順に書く。なお、英文原稿の場合は、上記各項の日本語を併記する。下半分には原稿の種類、原稿枚数、図および表の数、著者名・共著者名と著者(代表)連絡先(宛先、電話番号、メールアドレス)を明記する。
- 4) 論文の採否は、医療栄養学部図書委員が選出した2名の査読者による査読によって決定する。ただし、2名の査読者の査読結果が異なる場合は、第三査読者による査読の結果に基づき決定する。
- 5) 査読の視点は、医学または栄養学としての意義、論文の一貫性、倫理的配慮、文章の表現方法、適切性(論文の種類、投稿規定を満たすか、題名、文献の書き方、Key words、図・表・写真)とする。
- 6) 査読の結果、採択の条件として、原稿の修正および論文の種類の変更を投稿者に求めることがある。
- 7) 査読結果が「修正のうえ再査読」の場合、所定の期間に修正された原稿については改めて査読を行う。
- 8) 査読結果が「再査読不要」とされた場合においても、査読結果および査読者のコメントを尊重し、必要な修正を必ず加える。
- 9) 採択が決まった場合、英文抄録はネイティブチェックを受け、間違いがないことを証明する確認証を医療栄養学部図書委員会へ提出する。
- 10) 最終提出時には、印刷した原稿1部に電子媒体(フラッシュメモリー、CD-Rなど)を添えて提出する。

9. 著作権

[甲南女子大学研究紀要規定第4条3](#)に準ずる。

([第4条3](#) 掲載論文等の著作権は、執筆者に属する。ただし、執筆者は当該論文を国立情報学研究所等が電子化して公開し、データベース化することを甲南女子大学が許諾することに同意するものとする。)

10. 校正は、執筆者が校正するものとする。
11. 執筆者には、抜刷50部を無料配布する。

附 則

この規準は、平成30年7月18日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

様式 略